

鶴岡市農業委員会第19回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和7年6月17日(火) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 阿部 晃士 3番 石塚 治己 4番 佐藤 晃 5番 荻原 優太 6番 松本 典子 7番 鈴木 敏徳 8番 田澤 幸弘 9番 佐藤 泰仁 10番 原田 政幸
出 席 推進委員	1番 渡部 信子 2番 齋藤 靖 3番 須田 進二 5番 小南 賢史 6番 榎本 勝 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 9番 佐藤 圭介 10番 野村 仁 11番 池田 賢成 12番 小林 節徑 13番 田村 亮真 14番 佐藤 宣夫 15番 本間 長志 16番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	4番 齋藤 潤子推進委員
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 工藤 仁 専門員 照井 明嗣 主事 奥山 立 主事 齋藤 静 主事 長堀 亜由 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室主事 牧 一希
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後1時30分
議 長	本日の欠席届は、4番 齋藤潤子推進委員であります。遅参、早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第19回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、4番 佐藤晃委員、5番 荻原 優太委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りと思いたいますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは、報告事項に入らせていただきます。

議 長	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
	報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について
	報告第 4 号 農用地利用集積等促進計画の許可について
	事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について》
	(説 明)《報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について》
	(説 明)《報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明)《報告第 4 号 農用地利用集積等促進計画の許可について》
議 長	報告事項であります、質問はございませんでしょうか。
	(発言者なし)
議 長	報告事項ですので、なければこれより議事に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
議 長	担当委員からの現地調査報告を求めます。鶴 13 から順にお願いします。7 番鈴木敏徳委員。
7 番委員	7 番 鈴木敏徳です。鶴 13 の播磨の案件については、農地処分にあたり隣接耕作者へ無償譲渡を行って、一体的に管理耕作してもらうものであり、周辺農地の効率的な利用の確保に支障が生じる恐れがなく、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件を満たしていると判断しましたのでご報告いたします。
議 長	それでは鶴 14 について、私が報告いたします。
10 番 委員	鶴 14 の案件ですが、農業者年金受給に伴う使用賃借権の期間満了による再設定であり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可相当と判断しました。以上です。
議 長	鶴 15、2 番 阿部晃士委員。
2 番委員	2 番 阿部晃士です。鶴 15 の案件は、親子間の貸借で期間満了に伴う再設定です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断いたしました。
議 長	続きまして、鶴 16. 17 お願いします。5 番 小南推進委員。
5 番 推進委員	鶴 16. 17 は、M O I 野菜研究所が農地の借り入れを行うものですが、別紙のとおり 5 月の末に審査会において認定農業者に認定されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断します。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号について、議案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局	(説明)《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議長	それでは、現地調査報告をお願いします。
3番 推進委員	3番須田です。現地調査に6月10日、鈴木敏徳委員、私、事務局の鶴岡分室の村田さんの3名で行ってきました。この案件ですが、申請地は八ツ興屋集落の南側で、松田工業資材置場に隣接する土地であります。籾殻乾燥用調製施設整備のための転用であり、申請地につきましては西側に接続する農地との集団性があることから第1種農地と判断するところですが、農業用施設の整備であり、騒音や粉塵などの影響を考慮し、住宅などからある程度離れた場所を設定する必要があることから申請地の設定はやむを得ないと思われます。結果、許可相当と判断しました。以上です。
議長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、議案通り決しました。 以上で、本日の審議はすべて終了しました。 これにて、第19回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後1時50分

	議長 <u>原田政幸</u>
	議事録 署名委員 <u>佐藤 晃</u>
	議事録 署名委員 <u>萩原 優太</u>